

審査請求の棄却を

水俣病認定 川本さんらに知事弁明書

水俣市月の浦、看護人川本輝夫さん(三九)にこのほど内田厚生大臣名で、さきに川本さんらが熊本県公害被害者認定審査会(会長・徳臣晴比古熊大教授)で水俣病と認定されなかったのを不服として厚生省に対して行なった行政不服審査請求の申し立てに答えて、寺本知事の弁明書と、これに対する反論を求める通知があった。弁明書は「権威ある医師による診断であり、行政不服審査請求の棄却を求める」と主張している。

川本さんらは六月十九日の県公害被害者審査会で水俣病と認められなかった。同審査会には三十二

人が申請したがそのうち五人が新しく水俣病と認定され、そのほか十六人が再検査となり、残る十一人は目ぐる手のしびれなどの症状があることなどから「審査に疑問がある」として十一人のうち九人が八月十八日水俣市を通じて行政不服審査請求の申し立てをしていた。川本さんらは水俣病と認定してもらい、公害医療救済法の適用を受けたいとしていた。

この申し立てを厚生省が受理したあと寺本知事(県公害被害者認定審査会は知事の諮問機関)に弁明を求めているが、寺本知事は十一月九日付けで厚生大臣に弁明、この弁明書を川本さんらに送付した。またこの弁明についての反論を求めている。

弁明書は審査請求の棄却を求めているもので、その理由として①認定しなかったのは県公害被害者認定審査会の決定による②水俣病は発生から十年以上を経過して慢性化して他の疾患との鑑別も困難である。その審査に当たっては熟練の医師によるものであり、長時間をかけて十分の審査をした。これ以上権威ある診断はないもの、と確信している③事務取り扱いにつ

いても不備はなかった」としている。

これに対する反論は来年二月十五日までとしているが、川本さんらは水俣病研究班などの支援団体と相談して反論することになっている。

この不服審査請求は現在水俣病と認められている患者百二十一人(うち死亡四十六人)のほかにも隠れた水俣病患者(未認定患者)がいるとする主張からきたものであり、今後の成り行きが注目されるものである。